

○甲府市市営住宅条例施行規則

平成9年10月1日

規則第35号

改正 平成9年12月24日規則第39号

平成11年3月31日規則第18号

平成12年12月21日規則第49号

平成13年3月30日規則第26号

平成14年3月29日規則第6号

平成17年3月31日規則第17号

平成18年3月31日規則第58号

平成20年6月25日規則第33号

平成21年1月5日規則第1号

平成21年3月31日規則第23号

平成22年3月31日規則第15号

平成24年3月30日規則第18号

平成25年3月29日規則第20号

平成26年9月30日規則第28号

平成27年3月31日規則第21号

平成27年9月18日規則第29号

平成27年12月28日規則第38号

平成28年3月24日規則第7号

平成29年3月31日規則第19号

甲府市市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（単身者の入居等）

第2条 条例第6条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居

宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(平24規則18、平25規則20・平26規則28・改)

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。ウ並びに次条第1項第2号及び第3号において同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者
- (4) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条に規定する保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 前項に規定する者の入居の対象となる規模の住宅は、条例別表の市営住宅の表に掲げる住宅のうち一戸当たりの床面積が45平方メートル以下のものとする。

(平18規則58・平22規則15・平24規則18・改)

(緩和された収入の基準の適用を受ける障害者等の障害の程度)

第2条の2 条例第6条第2号ア（ア）に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定める程度とする。

(平25規則20)

(1) 身体障害 前条第1項第2号アに規定する程度

(2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第6条第2号ア（イ）に規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

(平25規則20)

(入居申込書)

第3条 条例第8条第1項（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。）の規定による市営住宅の入居の申込みは、市営住宅入居申込書（第1号様式）を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の市営住宅入居申込書には、次に掲げる書類で入居の申込みをしようとする者及び同居しようとする親族（条例第6条第1号に規定する親族をいう。以下同じ。）に関するものを添付しなければならない。

(平12規則49・平18規則58・平24規則18・平25規則20・改)

(1) 収入（条例第2条第5号に規定する収入をいう。以下同じ。）又は所得（条例第2条第6号に規定する所得をいう。以下同じ。）を証する書類

(2) 住民票の写し

(3) 入居の申込みをしようとする者又は同居しようとする親族が条例第6条第2号ア

からウまでに掲げる場合のいずれかに該当するときは、それを証する書類

- (4) 市町村民税又は特別区民税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(入居者決定通知)

第4条 条例第8条第2項（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。以下第6条第1項第3号において同じ。）の規定による入居の決定通知は、市営住宅入居決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(賃貸借契約書等)

第5条 条例第11条第1項第1号（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。以下第6条第1項において同じ。）の規定による賃貸借契約は、市営住宅賃貸借契約書（第3号様式。以下「契約書」という。）によるものとする。

2 前項の契約書には、入居者の印鑑登録証明書並びに連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証する書類を添付しなければならない。

(平18規則58・改)

(連帯保証人等)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(平13規則26・平22規則15・改)

- (1) 山梨県内に住所を有する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 独立の生計を営む者であること。
- (3) 条例第8条第2項に規定する入居決定者と同程度以上の収入を有する者で当該入居決定者の家賃その他の当該市営住宅等に係る債務を保証する能力を有するものであること。
- (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に入居していない者であること。

2 入居者は、条例第15条（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人の変更を要するときは、直ちに、新たに前項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を決定し、市長の承認を得なければならない。この場合に

において、入居者は、変更後の連帯保証人となるべき者の印鑑登録証明書及び収入を証する書類を添付した市営住宅連帯保証人変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（平18規則58・改）

- 3 市長は、前項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。
- 4 入居者は、当該入居者の連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 条例第11条第1項第1号ただし書の規則で定める特別の事情があると認める入居決定者及び条例第15条第2項ただし書の規則で定める特別の事情があると認める入居者とは、次の各号に掲げる者で、連帯保証人を立てることが困難であると認める相当な理由を有するものとする。

（平27規則29、平28規則7・改）

- (1) 生活保護を受給している者
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条に規定する保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所が発した命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（入居手続期間延長申請書等）

第7条 第4条の市営住宅入居決定通知書を受けた者が、条例第11条第1項（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。）の手続を定められた期間内にすることができないときは、市営住宅入居手続期間延長申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、入居手続の期限を定めて、当該申請を行った者に通知するものとする。

(住宅使用許可書等)

第8条 条例第11条第3項(条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。)の規定による入居可能日の通知は、市営住宅使用許可書(第6号様式)によるものとする。

2 前項の市営住宅使用許可書を受けた者が、条例第11条第4項ただし書(条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。)の承認を得ようとするときは、市営住宅入居時期延長申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(住宅の入居替え等)

第9条 市営住宅等の入居者が、条例第5条第5号から第8号(条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。)までの規定により、他の市営住宅等への入居を希望するときは市営住宅入居替え申請書(第8号様式)を、住宅の交換をしようとするときは市営住宅交換申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(同居承認申請書等)

第10条 入居者が、条例第13条第1項(条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。)の規定により同居の承認を得ようとするときは、市営住宅同居承認申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(平20規則33・改)

2 市長は、前項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(同居者異動届出書)

第11条 入居者は、出生、転出又は死亡により入居者の同一の世帯に属する者に異動があったときは、速やかに、市営住宅世帯員異動届出書(第11号様式)に当該異動を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(入居承継承認申請書等)

第12条 条例第14条第1項(条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。)の規定により入居者の地位の承継の承認を得ようとするときは、市営住宅入居承継承認申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該申請をした者の印鑑登録証明書並びに当該申請をした者の連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平18規則58・改)

- 3 市長は、第1項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。
- 4 前項の承認を受けた者は、第5条第1項に規定する契約書を市長に提出しなければならない。

(収入申告書等)

第13条 条例第17条第1項に規定する収入の申告は、収入申告書（第13号様式）により、6月30日までに行わなければならない。

- 2 前項の申告書には、次に掲げる書類で入居者及び同居者（条例第18条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）に関するものを添付しなければならない。

- (1) 第3条第2項第1号及び第3号に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(収入認定通知書等)

第14条 条例第17条第2項の規定による収入の額の認定通知は、収入認定通知書（第14号様式）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第22条の収入超過者認定通知書により行った通知は、前項の収入認定通知書とみなす。

(更正申立書等)

第15条 入居者は、条例第17条第3項又は第30条第3項の規定により意見を述べるときは、更正申立書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の更正申立書は、第14条、第22条及び第23条の通知があった日（収入がなくなり又は変動したときは、その事実の生じた日）から1月以内に提出しなければならない。

- 3 市長は、条例第17条第3項及び第30条第3項の規定により収入の更正をしたときは、書面によりその旨及び新たに認定した収入の額を当該申立てを行った者に通知するものとする。

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第16条 条例第18条(条例第20条第4項(条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。)、第32条第3項及び第34条第3項において準用する場合又は条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。以下第4項及び次条第1項において同じ。)の規定による家賃、金銭又は敷金の減免ができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(平22規則15・平24規則18・改)

- (1) 収入の額が、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第2条第2項の表の上欄に定める入居者の収入の区分に掲げる額のうち最低の額(以下「基準額」という。)の2分の1以下であるとき。
 - (2) 入居者又は同居者が疾病により長期にわたって療養を要する場合又は災害により容易に回復しがたい損害を受けた場合において、これらのために必要な経費として市長が認定した月額を収入から控除した額が基準額の2分の1以下であるとき。
 - (3) 入居者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第3号に規定する住宅扶助を受けているとき。
 - (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。
- 2 前項の規定により減免する額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号に定める額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (1) 前項第1号又は第2号に該当するとき 家賃の100分の10に相当する額
 - (2) 前項第3号に該当するとき 家賃のうち生活保護法第8条第1項の規定による住宅扶助の基準に定められた額に相当する額を超える額
 - (3) 前項第4号に該当するとき 市長が別に定める額
- 3 家賃の減免期間は、入居者の事情その他を勘案して決定する。
- 4 条例第18条の規定による家賃、金銭又は敷金の徴収猶予ができる場合は、入居者の家賃の支払い能力が6月以内において回復すると認められる場合に限るものとする。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができるものとする。

(家賃等の減免及び徴収猶予申請書等)

第17条 条例第18条の規定により家賃、金銭又は敷金の減免若しくは徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(家賃の納入の通知)

第17条の2 家賃の納入の通知は、甲府市市営住宅使用料（家賃）納入通知書（第16号様式の2）により行うものとする。

(平21規則1)

(入居者の保管義務)

第18条 入居者は、条例第24条第1項（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。）の規定により次の行為をしてはならない。

- (1) 市営住宅等を不潔、乱雑にしてその外観を損すること。
- (2) 市営住宅等及び付帯施設を損傷し、若しくは汚損するおそれのある作業等を行うこと。

(長期不在の届出書)

第19条 入居者が条例第26条（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。）の規定により市営住宅等を不在にするときは、市営住宅不在届出書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

(併用承認申請書等)

第20条 入居者は、条例第28条ただし書（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。以下次項において同じ。）の承認を得ようとするときは、市営住宅併用承認申請書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第28条ただし書の承認は、入居者又は同居者が市営住宅をあん摩、はり、きゅうその他これらに類する業務（入居者又は同居者以外の者を雇用して行うものを除く。）の用に供しようとする場合で、かつ、当該業務に従事する入居者又は同居者が障害者である場合において、市長が市営住宅の管理に支障がないと認めるときに限り、行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(模様替及び増築の承認申請書等)

第21条 入居者は、条例第29条第1項ただし書（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による承認を得ようとするときは、市営住宅模様替（増築）申請書（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第29条第1項ただし書の承認は、市営住宅等の模様替又は増築が次の各号のいずれかに該当するものに限り、行うことができるものとする。

(1) 模様替にあつては、市営住宅等をき損しない程度のもの

(2) 増築にあつては、物置、風呂場、日よけ等で次の要件を備えたもの

ア 木造又は簡易耐火構造の平家建又は2階建の市営住宅に入居している者であること。

イ 面積が10平方メートル以内のものであること。

ウ 市営住宅から独立したものであること。

エ 退去の際、原状回復が容易であること。

オ 隣家の同意が得られるものであること。

3 市長は、第1項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(収入超過者に対する通知)

第22条 条例第30条第1項の規定による収入超過者に対する通知は、収入超過者認定通知書（第20号様式）によるものとする。

(高額所得者に対する通知)

第23条 条例第30条第2項の規定による高額所得者に対する通知は、高額所得者認定通知書（第21号様式）によるものとする。

(退去届)

第24条 条例第42条第1項（条例第62条及び第68条において準用する場合を含む。）の規定による市営住宅等の明渡しの届出は、市営住宅退去届（第22号様式）によらなければならない。

(特別市営住宅の入居者の資格に係る基準の収入)

第25条 条例第2条第2号及び第56条第2号に規定する規則で定める基準の収入は、里吉団地第六にあつては15万8,000円以上25万9,000円以下、これ以外のものにあつては25万9,000円以下とする。

(平21規則23・平22規則15・改)

(特別市営住宅の基準家賃の算出方法)

第26条 条例第58条第1項に規定する特別市営住宅の基準家賃は、次の各号に定める償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代相当額及び空家等損失引当金（以下「償却費等」という。）の合計額の月割額とする。

- (1) 償却費 特別市営住宅の建設に係る費用のうち土地の取得及び造成に要する費用以外の費用（以下「建設費等」という。）から国の建設費等補助額を除いた額を地方債資金（政府資金）の年利率及び償却期間70年で毎年元利均等に償却するものとして算出した額を年額とする。
- (2) 修繕費及び管理事務費 特別市営住宅の建設費等に、修繕費にあつては100分の1.2を、管理事務費にあつては100分の0.15をそれぞれ乗じて得た額を年額とする。
- (3) 損害保険料 令第3条第4項の規定に準じて市長が定める額を年額とする。
- (4) 地代相当額 土地の所有権の取得に要した費用と宅地造成費との合計額に地方債資金（政府資金）の年利率を乗じて得た額を年額とする。
- (5) 空家等損失引当金 前各号に定める額の合計額に100分の2を乗じて得た額を年額とする。

2 条例第58条第3項に規定する特別市営住宅の家賃を変更する場合における限度額は、次の各号に定める償却費等の合計額の月割額とする。

- (1) 償却費 特別市営住宅の建設費等から国の建設費等補助額を除いた額に公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第20条に定める率を乗じて得た額を利率年6パーセント及び償却期間70年で毎年元利均等に償却するものとして算出した額（ただし、前項第1号に規定する年額が、その額を超える場合は、前項第1号に規定する年額）を年額とする。
- (2) 修繕費及び管理事務費 特別市営住宅の建設費等に省令第21条に定める率を乗じて得た額に、修繕費にあつては100分の1.2を、管理事務費にあつては100分の

0.15をそれぞれ乗じて得た額を年額とする。

(3) 損害保険料 前項第3号に規定する額とする。

(4) 地代相当額 固定資産税評価額に相当する額に100分の6を乗じて得た額（ただし、前項第4号に規定する年額が、その額を超える場合は、前項第4号に規定する年額）を年額とする。

(5) 空家等損失引当金 前各号に定める額の合計額に100分の2を乗じて得た額を年額とする。

第27条及び第28条 削除

(平17規則17)

(特定市営住宅の入居者の資格に係る基準の所得)

第29条 条例第63条第2号に規定する規則で定める基準の所得は、15万8,000円以上48万7,000円以下とする。

(平21規則23・改)

(使用申請書)

第30条 条例第69条の規定による申請は、市営住宅駐車場使用申請書（第23号様式）を市長に提出して行わなければならない。

(平27規則21・全改)

(使用許可通知書)

第31条 条例第71条第4項の規定による通知は、市営住宅駐車場使用許可通知書（第24号様式）により行うものとする。

(平27規則21・全改)

(賃貸借契約書等)

第32条 条例第72条第1項第1号の賃貸借契約書は、市営住宅駐車場賃貸借契約書（第25号様式）とする。

(平27規則21)

2 前項の賃貸借契約書には、使用者の印鑑証明書を添付しなければならない。

(平27規則21)

(使用料の額)

第33条 条例第73条第1項に規定する使用料の額は、別表のとおりとする。

(平27規則21)

(使用料等の減免又は徴収猶予)

第34条 条例第74条(条例第75条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(平27規則21)

- (1) 使用者が、生活保護法による保護を受けている場合
 - (2) 駐車しようとする自動車が、山梨県県税条例(昭和36年山梨県条例第11号)第115条の2の規定により自動車税を減免されている場合
 - (3) 駐車しようとする自動車が、甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)第67条の2第1項の規定により軽自動車税を減免されている場合
 - (4) その他前3号に準ずる特別の事情がある場合
- 2 前項の場合において、使用料又は保証金を減免する額は、市長が別に定める額とする。

(平27規則21)

- 3 使用料の減免期間は、使用者の事情その他を勘案して決定する。

(平27規則21)

- 4 条例第74条の規定により使用料又は保証金の徴収猶予をすることができる場合は、使用者の使用料の支払能力が6月以内に回復すると認められる場合に限るものとする。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができる。

(平27規則21)

(使用料等の減免及び徴収猶予の申請書等)

第35条 使用者は、条例第74条の規定により使用料又は保証金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅駐車場使用料等減免(徴収猶予)申請書(第26号様式)を市長に提出しなければならない。

(平27規則21)

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った使用者に通知するものとする。

(平27規則21)

(使用料の納入の通知)

第36条 使用料の納入の通知は、甲府市市営住宅使用料（家賃）納入通知書（第16号様式の2）により家賃に合算して行うものとする。

(平27規則21)

(長期不使用の届出書)

第37条 条例第78条において読み替えて準用する条例第26条の届出は、市営住宅駐車場長期不使用届出書（第27号様式）により行わなければならない。

(平27規則21)

(明渡し届)

第38条 条例第78条において準用する条例第42条第1項の規定による届出は、市営住宅駐車場明渡し届（第28号様式）により行わなければならない。

(平27規則21)

(住宅監理員)

第39条 市営住宅監理員は、当該業務を担当する課長及び係長とする。

(平11規則18・平27規則21・改)

(検査員の証票)

第40条 条例第80条第3項に規定する身分を示す証票は、市営住宅立入検査員証（第29号様式）によるものとする。

(平17規則17・平27規則21・改)

(自動車保管場所の使用)

第41条 入居者は、自動車保管場所のある市営住宅等において、自己の使用する自動車を自動車保管場所に駐車することができる。

(平27規則21・改)

2 自動車保管場所に駐車できる自動車の種類は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（幅2メートル、長さ5メートルを超えるものを除く。）、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とし、自家用に限るものとする。

(平27規則21・改)

- 3 自動車保管場所の管理は、当該自動車保管場所の利用者全員で組織する自動車保管場所管理組合が行うものとする。

(平27規則21・改)

- 4 自動車保管場所に係る条例第82条に規定する許可は、自動車保管場所管理組合の申請に基づき、当該自動車保管場所管理組合に対して行うものとする。

(平20規則33・平27規則21・改)

- 5 自動車保管場所の使用料は、甲府市行政財産使用料条例（昭和39年4月条例第19号）に定める方法により算定して得た額とする。

(平27規則21・改)

- 6 前各項に定めるもののほか、自動車保管場所の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平27規則21・改)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成10年3月31日以前に公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅に入居している者のこの規則による改正後の甲府市市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第13条第1項において規定する収入申告書の提出時期その他必要な事項については、平成10年3月31日までの間は、市長が別に定めるものとする。

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の甲府市市営住宅条例施行規則によりなされた手続きその他の行為は、新規則の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

- 4 平成28年3月31日までの間における第2条第1項第1号、第3条第2項第3号イ及び第13条第2項第1号の規定の適用については、第2条第1項第1号及び第3条第2項第3号イ中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

(平24規則18)

附 則（平成9年12月24日規則第39号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第18号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月21日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第6号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第58号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月25日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年1月5日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年3月31日規則第23号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第15号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第20号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第28号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月18日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第38号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第19号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第33条関係）

（平27規則21、平27規則38・改）

区分	金額（1区画につき月額）
北新団地駐車場	3,000円

備考 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

第1号様式(第3条関係)

(その1・表面)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

申込者

氏 名



市営住宅に入居したいので次のとおり申込みます。

		入居希望住宅名				
申 込 者	ふりがな 氏 名			年 月 日生(歳)		
	本 籍 地					
	現 住 所	(郵便番号 —)		電話 ()		
	職 業			勤務先の名称		
	勤務先の所在地				電話 () 内線	
入 居 す る 世 帯 構 成 員	氏 名 個人番号	続柄	生 年 月 日 (年齢)	職業又は 学校・学年	前年の収入・ 所得 総 額	特記事項
	1	本人	・ ・ ()		円	
	2		・ ・ ()		円	
	3		・ ・ ()		円	
	4		・ ・ ()		円	
	5		・ ・ ()		円	
	入居する世帯 構成員数計		名	前年の収入・所得総額計		円

以下は記入しないでください。

受理区分	市 営・特 別・特 定 否	審査結果	(当) 適 ・ 否 (補)
------	------------------	------	---------------------

(その1・裏面)

現在の住宅の状況

住宅の種類	11戸建住宅 2長屋建住宅(戸建) 3共同住宅(戸建) 4その他()
住宅の構造	1木造 2鉄骨造 3鉄筋コンクリート造 4その他()
住宅所有の形態	1親族所有 2親族以外の所有 3その他()
住宅の所有者	(住 所) (氏名又は名称) (電 話)
住宅の規模 (申込者及び入居しようとする親族が使用している部分)	床面積(m2) 部屋数(室) 台所(専用・共用) 便所(専用・共用) 浴室(専用・共用)
住宅の使用状況	1専用 2間借り 3同居
家 賃	月額(円)
立ち退き要求	有 ・ 無 (有の場合はその理由:)
通 勤 時 間 及 び 方 法	所要時間[時間 分](申込者又は実際に主たる生計を維持している者の現住所から勤務先までの片道時間) 1バス 2電車 3乗用車 4バイク 5自転車 6その他()
現住宅居住期間	年 月

住宅困窮状況

該当するものに○をつけてください。 該当事項が二つ以上の場合は、主なもの一つに◎を、その他に○をつけてください。	1 倉庫、事務所等住宅でない建物に住んでいる。 2 住宅が古く危険である。 3 他の世帯と同居していて台所又は便所が共同である。 4 住宅がないため親族と別居している。 5 住宅が狭い。 6 正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。 7 通勤に時間がかかる。 8 収入と比較して家賃が高すぎる。 9 婚約しているが住宅がない。 10 その他の理由()	左記の困窮状況のうち◎を付したものの理由を詳しく記入してください。
-------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定の取消しをされても異議ないことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、山梨県警察本部へ照会することについて同意します。

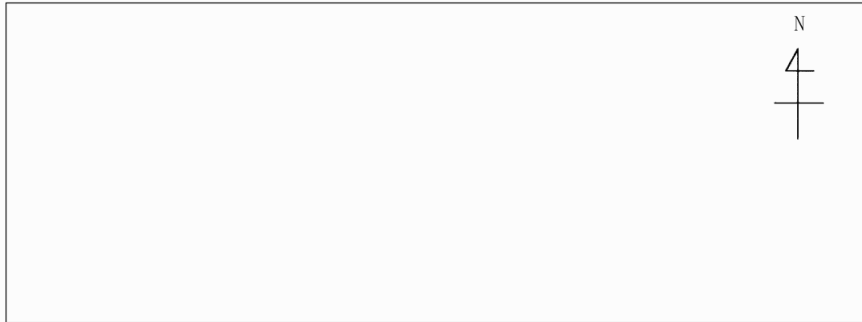
年 月 日

申込者氏名



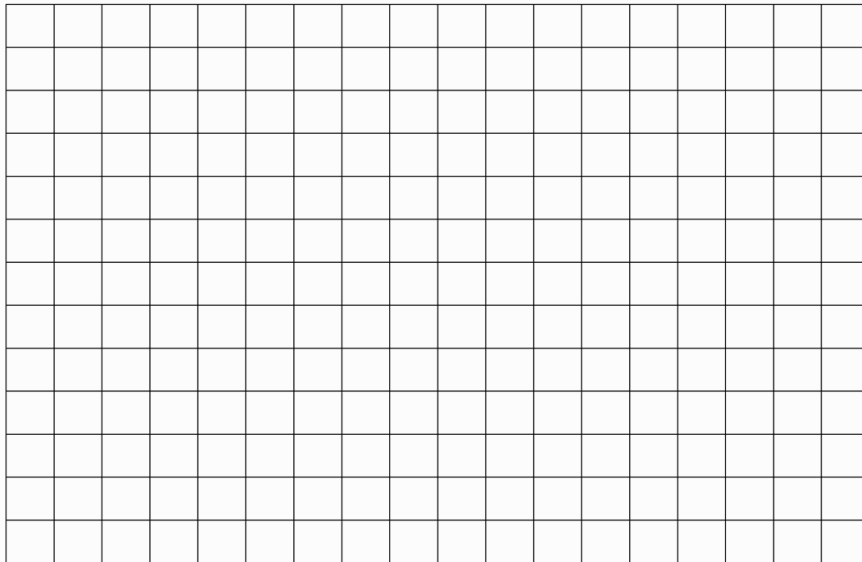
(その2・表面)

住 宅 案 内 図



現在住んでいる住居を周辺の駅、バス停留所、官公署その他主要建物を起点としてわかりやすく記入してください。

住 宅 平 面 図

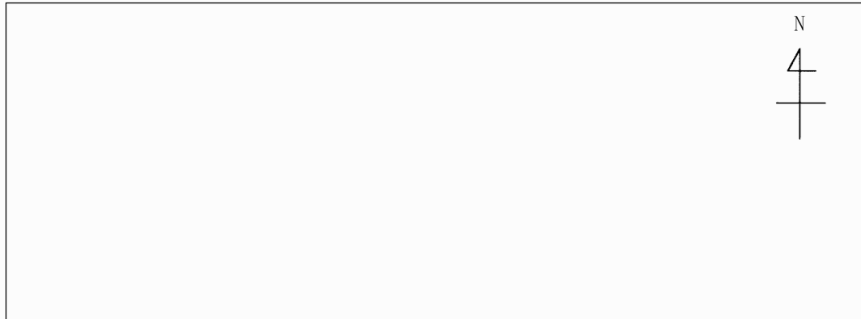


- 1 現在あなたの住んでいる住宅の間取りを記入してください。
- 2 1目盛90cmとし、2ますで1畳分となるように記入してください。
- 3 同居している他の世帯との共用部分(居間・台所・便所・浴室・廊下・玄関等)のある場合には、共用部分は赤で記入してください。

市営住宅入居申込書2号紙

(その2・裏面)

勤 務 先 案 内 図



現在の勤務先を周辺の駅、バス停留所、官公署その他主要建物等を起点としてわかりやすく記入してください。

市営住宅入居申込書の記入上の注意

- 1 本籍地、現住所及び勤務先の所在地については、番地まで記入してください。
- 2 勤務先の名称は、略称を用いず正しい名称を記入してください。
- 3 続柄は、申込者本人を中心として父、母、妻、婚約者、長男、長女というように記入してください。
- 4 前年の収入総額は、所得証明書又は給与証明書に記載されている額を記入してください。
- 5 特記事項欄には、申込者本人以外の収入のある者の勤務先の名称、所在地及び所得税法第2条に規定する障害者、特別障害者又は寡婦(寡夫)である場合には、その旨を記入してください。

第2号様式(第4条関係)

甲府市指令第 号
年 月 日

様

甲府市長 印

市 営 住 宅 入 居 決 定 通 知 書

今回、申込みのあった市営住宅への入居を次のとおり決定したので、甲府市市営住宅条例第8条第2項の規定により通知します。

入居を決定した住宅の名称	住宅(号館 号室)
家 賃	月額 円

なお、 月 日までに次の手続きを完了してください。

- 1 市営住宅賃貸借契約書の提出
- 2 家賃3月分の敷金(¥ 円)の納入

第3号様式(その1)(第5条関係)

市 営 住 宅 賃 貸 借 契 約 書

甲府市市営住宅条例(平成9年9月条例第54号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、賃貸人甲府市を甲とし、賃借人 _____ を乙として、次のとおり市営住宅の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の締結)

第1条 甲は、次に掲げる甲所有の住宅を次条以下の条件により、乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

[所在地] 甲府市 丁目 番
町 番地
[住宅の名称] 住宅(号館 階 号室)
[構造及び面積] 構造 平方メートル
(入居の時期)

第2条 乙は、甲の指定した入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(家賃)

第3条 家賃は、月額金 _____ 円とし、乙は、その月分の家賃を毎月末日までに甲の指定する方法により納付しなければならない。ただし、入居可能日の属する月及び明渡しの日属する月における使用期間が1月に満たないときの家賃は、日割りをもって計算する。

(家賃の変更)

第4条 乙は、甲において法令等の規定に基づき家賃の変更の必要を認めるときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

(収入の申告)

第5条 乙は、毎年6月末日までに、入居者全員の前年1年間の収入の総額を甲に申告しなければならない。

2 乙は、前項の申告をせず、甲の収入状況の報告の請求にもかかわらず、これを行わない場合には、近傍同種の住宅の家賃を甲に納付しなければならない。

(敷金)

第6条 乙は、この契約から生じる債務の担保として、本契約締結と同時に第3条の家賃

の3月分に相当する金額の敷金を納付しなければならない。

2 甲は、乙が住宅を明け渡したとき、前項の敷金を乙に還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金その他本契約に基づいて乙が甲に支払うべき金額があるときは、これらの金額を控除した残額を還付する。

3 敷金には利子を付けない。

(目的外使用、転貸等の禁止)

第7条 乙は、住宅の全部又は一部について、これを居住以外の目的に使用し、又は転貸し、若しくは賃借権を譲渡してはならない。

(入居者の保管義務)

第8条 乙は、住宅又は共同施設の使用方法等に関する甲の指示に従うとともに、これらを善意をもって管理し、正常な状態において維持しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由によって住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、乙は、これらを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(禁止事項)

第9条 乙は、住宅の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- (2) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- (3) 犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を飼育すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、周辺的环境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

(修繕費用の負担)

第10条 住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、甲の負担とする。

2 乙の責めに帰すべき事由によって、前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、乙は、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担の義務)

第11条 次の各号に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) し尿、汚物及びごみの処理等に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持管理に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が定める費用

(承諾事項)

第12条 乙は、次の各号に該当する場合には、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 住宅の様様替え又は増築するとき。
- (2) 住宅の敷地内において工作物を設置又は敷地の現状を変更するとき。
- (3) 住宅以外の用途に使用するとき。
- (4) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
- (5) 連帯保証人を変更しようとするとき。

2 乙が死亡し、又は退去した場合において、乙の入居を承継する者は、直ちに甲に届け出て、その承認を得なければならない。

(届出義務)

第13条 乙は、次の各号に該当する場合には、直ちに甲に届け出なければならない。

- (1) 入居者と同一の世帯に属する者に異動(出生、転出、死亡等)があったとき。
- (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
- (3) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (4) 連帯保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったとき。
- (5) 住宅又は附帯施設がき損し、又はき損するおそれが生じたとき。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 市営住宅入居申込書について、虚偽事項の記載その他不正な方法により入居したとき。
- (2) 甲の承諾を得ないで第2条に規定する甲の指定した日までに入居しないとき。
- (3) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (4) 第7条から第9条までの規定に違反したとき。

- (5) 住宅又は共同施設を故意又は重大な過失によりき損したとき。
 - (6) 甲の承諾を受けないで第12条第1項の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (7) 前条に規定する甲に対する届出を怠ったとき。
 - (8) 共同生活の秩序を乱す行為をしたと認められたとき。
 - (9) 住宅の借上の期間が満了するとき。
 - (10) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)
 - (11) 高額所得者として認定されたとき。
 - (12) 住宅が市営住宅建替事業の施行に伴い除却されるとき。
 - (13) その他本契約に違反したとき。
 - (14) 法令の規定に基づき、甲において必要であると認めたとき。
- 2 甲は、前項第1号から第10号まで若しくは第13号又は第14号の規定により契約を解除したときは、乙に対して住宅の明渡しを請求するものとし、同項第11号又は第12号の規定により契約を解除したときは、期限を定めて明渡しを請求するものとする。この場合において、乙は、同項第1号から第10号まで若しくは第13号又は第14号の規定に該当することにより当該請求を受けたときは速やかに、同項第11号又は第12号の規定に該当することにより当該請求を受けたときは明渡しの期限が到来したときに、住宅を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、第1項第1号の規定に該当することにより前項の請求を受けたときは、入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で甲が定める金銭を損害賠償金として甲に納付しなければならない。
- 4 乙は、第1項第3号から第8号まで、第10号若しくは第13号又は第14号の規定に該当することにより第2項の請求を受けたときは、請求の日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間、第1項第11号又は第12号の規定に該当することにより第2項の請求を受けたときは、明渡し期限が到来した日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で甲が定める金銭を損害賠償金として甲に納付しなければならない。
- 5 乙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲に請求することはできない。
- (住宅からの退去)

第15条 乙は、住宅を退去するときは、その15日前までに甲に届け出なければならない。
この場合において、乙は、住宅を原状に復したうえで甲の指定する者の検査を受けなければならない。

2 乙が無断で退去したとき、又は無断で15日以上居住せず周囲の状況から賃借の意志がないと明らかに認められるときは、甲は、乙が本契約を解除し、本住宅を甲に返還して退去したものとみなす。この場合、乙の残置物件については、甲において処分することに同意したものとする。

(立入り)

第16条 甲は、住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅に立ち入ることができる。

2 前項の場合において、甲は、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。
3 前項の規定にかかわらず、甲は、火災による延焼を防止する必要があるとき、その他緊急の必要があるときは、乙の承諾を得ることなく、住宅に立ち入ることができる。この場合において、当該立ち入りが乙の不在の間に行われたときは、甲は、事後にその旨を乙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第18条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。


(管轄裁判所)

第19条 甲、乙及び連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について紛争を生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意する。


この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲 賃貸人 甲 府 市
甲府市長 
住 所

乙 賃借人
氏 名 
住 所

連帯保証人
氏 名 
職 業
勤 務 先

(同居者)

氏 名	続柄	生年月日	氏 名	続柄	生年月日

第3号様式(その2)(第5条関係)

市営住宅賃貸借契約書

(特別・特定市営住宅用)

甲府市市営住宅条例(平成9年9月条例第54号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、賃貸人甲府市を甲とし、賃借人 を乙として、次のとおり市営住宅の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の締結)

第1条 甲は、次に掲げる甲所有の住宅を次条以下の条件により、乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

[所在地]	甲府市	丁目	番
		町	番地
[住宅の名称]		住宅(号館 階 号室)
[構造及び面積]		構造	平方メートル
(入居の時期)			

第2条 乙は、甲の指定した入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(家賃)

第3条 家賃は、月額金 円とし、乙は、その月分の家賃を毎月末日までに甲の指定する方法により納付しなければならない。ただし、入居可能日の属する月及び明渡しの日の属する月における使用期間が1月に満たないときの家賃は、日割りをもって計算する。

(家賃の変更)

第4条 乙は、甲において法令等の規定に基づき家賃の変更の必要を認めたときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

(敷金)

第5条 乙は、この契約から生じる債務の担保として、本契約締結と同時に第3条の家賃の3月分に相当する金額の敷金を納付しなければならない。

2 甲は、乙が住宅を明け渡したとき、前項の敷金を乙に還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金その他本契約に基づいて乙が甲に支払うべき金額があるときは、これらの金額を控除した残額を還付する。

3 敷金には利子を付けない。

(目的外使用、転貸等の禁止)

第6条 乙は、住宅の全部又は一部について、これを居住以外の目的に使用し、又は転貸し、若しくは賃借権を譲渡してはならない。

(入居者の保管義務)

第7条 乙は、住宅又は共同施設の使用方法等に関する甲の指示に従うとともに、これらを善意をもって管理し、正常な状態において維持しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由によって住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、乙は、これらを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(禁止事項)

第8条 乙は、住宅の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- (2) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。

- (3) 犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を飼育すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為(修繕費用の負担)

第9条 住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、甲の負担とする。

2 乙の責めに帰すべき事由によって、前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、乙は、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担の義務)

第10条 次の各号に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) し尿、汚物及びごみの処理等に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持管理に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が定める費用

(承諾事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する場合には、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 住宅の様態替え又は増築するとき。
- (2) 住宅の敷地内において工作物を設置又は敷地の現状を変更するとき。
- (3) 住宅以外の用途に使用するとき。
- (4) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
- (5) 連帯保証人を変更しようとするとき。

2 乙が死亡し、又は退去した場合において、乙の入居を承継する者は、直ちに甲に届け出て、その承認を得なければならない。

(届出義務)

第12条 乙は、次の各号に該当する場合には、直ちに甲に届け出なければならない。

- (1) 入居者と同一の世帯に属する者に異動(出生、転出、死亡等)があったとき。
- (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
- (3) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (4) 連帯保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったとき。
- (5) 住宅又は附帯施設がき損し、又はき損するおそれが生じたとき。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 市営住宅入居申込書について、虚偽事項の記載その他不正な方法により入居したとき。
- (2) 甲の承諾を得ないで第2条に規定する甲の指定した日までに入居しないとき。
- (3) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (4) 第6条から第8条までの規定に違反したとき。
- (5) 住宅又は共同施設を故意又は重大な過失によりき損したとき。
- (6) 甲の承諾を受けないで第11条第1項の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
- (7) 前条に規定する甲に対する届出を怠ったとき。
- (8) 共同生活の秩序を乱す行為をしたと認められたとき。
- (9) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)
- (10) 住宅が市営住宅建替事業の施行に伴い除却されるとき。
- (11) その他本契約に違反したとき。

(12) 法令の規定に基づき、甲において必要であると認めたとき。

- 2 甲は、前項各号(第10号を除く。)の規定により契約を解除したときは、乙に対して住宅の明渡しを請求するものとし、同項第10号の規定により契約を解除したときは、期限を定めて明渡しを請求するものとする。この場合において、乙は、同項各号(第10号を除く。)の規定に該当することにより当該請求を受けたときは速やかに、同項第10号の規定に該当することにより当該請求を受けたときは明渡しの期限が到来したときに、住宅を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、第1項第1号の規定に該当することにより前項の請求を受けたときは、入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で甲が定める金銭を損害賠償金として甲に納付しなければならない。
- 4 乙は、第1項第3号から第9号まで、第11号又は第12号の規定に該当することにより第2項の請求を受けたときは、請求の日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間、第1項第10号の規定に該当することにより第2項の請求を受けたときは、明渡し期限が到来した日の翌日から住宅の明渡しを行う日までの期間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で甲が定める金銭を損害賠償金として甲に納付しなければならない。
- 5 乙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲に請求することはできない。

(住宅からの退去)

第14条 乙は、住宅を退去するときは、その15日前までに甲に届け出なければならない。この場合において、乙は、住宅を原状に復したうえで甲の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 乙が無断で退去したとき、又は無断で15日以上居住せず周囲の状況から賃借の意志がないと明らかに認められるときは、甲は、乙が本契約を解除し、本住宅を甲に返還して退去したものとみなす。この場合、乙の残置物件については、甲において処分することに同意したものとす。

(立入り)

第15条 甲は、住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅に立ち入ることができる。

- 2 前項の場合において、甲は、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、火災による延焼を防止する必要があるとき、その他緊急の必要があるときは、乙の承諾を得ることなく、住宅に立ち入ることができる。この場合において、当該立ち入りが乙の不在の間に行われたときは、甲は、事後にその旨を乙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第16条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第17条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 甲、乙及び連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について紛争を生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 甲府市丸の内一丁目18番1号
 甲府市
 甲府市長 印

乙 賃借人 住 所
 氏 名 印

連帯保証人 住 所
 氏 名 印
 職 業
 勤務先

(同居者)

氏 名	続柄	生年月日	氏 名	続柄	生年月日

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所
氏 名 ㊦
住宅の名称(住宅 号館 号室)

市営住宅連帯保証人変更承認申請書

次のとおり連帯保証人を変更したいので、甲府市市営住宅条例施行規則第6条第2項の規定により申請します。

連 帯 保 証 人	新	ふりがな 氏 名	㊦	生 年 月 日	年 月 日	生	
		本 籍 地					
		現 住 所	(電話番号)				
		勤務先又は 職 業	前 年 の 平均月収	円	入 居 者 との関係		
	旧	氏 名					
		住 所					
変 更 理 由							

第5号様式(第7条関係)

市営住宅入居手続期間延長申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

〔申請者本人が署名する場合は、押印[㊟]を省略できます。〕

住宅の名称(住宅 号館 号室)

私は、次の理由により、入居手続期間の延長を申請します。

入居手続期間 延長の理由	
-----------------	--

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

様

甲府市長



市 営 住 宅 使 用 許 可 書

甲府市市営住宅条例第11条第3項の規定により、次のとおり市営住宅の使用を許可します。

住 宅 の 名 称	住宅(号館 号室)
所 在 地	
入 居 可 能 日	年 月 日
入居世帯構成員数	名

第7号様式(第8条関係)

市営住宅入居時期延長申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

〔申請者本人が署名する場合は、押印[㊟]を省略できます。〕

住宅の名称(住宅 号館 号室)

私は、次の理由により、入居時期の延長を申請します。

入居時期延長の理由	
-----------	--

第8号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名



〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

市営住宅入居替え申請書

次のとおり市営住宅の入居替えをしたいので、甲府市市営住宅条例施行規則第9条第1項の規定により申請します。

現 在 入 居 し て い る 市 営 住 宅	住 宅 の 名 称	住宅(号館 号室)
	家 賃	月 額 円
	入居世帯構成員数	名
入 居 替 え を 希 望 す る 市 営 住 宅	住 宅 の 名 称	住宅(号館 号室)
	家 賃	月 額 円
	入居世帯構成員数	名
理 由		

注；理由を証明する書類を添付すること。

第9号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

㊟

〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

市営住宅交換申請書

次のとおり市営住宅の交換をしたいので、甲府市市営住宅条例施行規則第9条第1項の規定により申請します。

現 在 入 居 し て い る 市 営 住 宅	住 宅 の 名 称	住宅(号館 号室)
	家 賃	月 額 円
	入居世帯構成員数	名
交 換 を 希 望 す る 市 営 住 宅	相 手 方 の 氏 名	㊟
	住 宅 の 名 称	住宅(号館 号室)
	家 賃	月 額 円
	入居世帯構成員数	名
理 由		

第10号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名



〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

市営住宅同居承認申請書

次のとおり市営住宅の同居の承認を得たいので、甲府市市営住宅条例第13条第1項の規定により申請します。

	氏 名	続柄	生年月日	職業・勤務先	前年の総収入額
	個人番号				
同居させようとする者					円
					円
					円
					円
同居させようとする理由					

注 次の書類を添付すること。

- 1 同居させようとする者の前年の総収入額を証する書類
- 2 同居させようとする者が入居者の親族である場合にあつては、その者が当該入居者の親族であることを証する書類
- 3 同居させようとする者が入居者の親族以外の者である場合にあつては、その者が特別の事情を有する者であることを証する書類

第11号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名



〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

市営住宅世帯員異動届出書

次のとおり市営住宅の世帯員が異動したので、甲府市市営住宅条例施行規則第11条の規定により届け出ます。

異動前の世帯 構成員数			異動後の世帯 構成員数		
	増減	氏 名		続柄	生年月日
異動した 世帯員					
異動年月日	年 月 日				
異動理由					

注 異動後の世帯員の住民票を添付すること。

第12号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

㊟

住所の名称(住宅 号館 号室)

市営住宅入居承継承認申請書

次のとおり市営住宅の入居者の地位の承継の承認を得たいので、甲府市市営住宅条例施行規則第12条第1項の規定により申請します。

前 入 居 者 の 氏 名			
承 継 し よ う と す る 者 の 氏 名		前入居者との続柄	
個 人 番 号			
承 継 前 の 連 帯 保 証 人 の 氏 名			
承 継 跡 の 連 帯 保 証 人 の 氏 名	㊟		
承 継 を し よ う と す る 理 由			

注 次の書類を添付すること。

- 1 承継しようとする申請者の印鑑登録証明書
- 2 承継後の連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証する書類
- 3 (1) 前入居者が死亡した場合は、戸籍抄本
(2) 前入居者が退去した場合は、当該事実を証する書類

第13号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所
氏名



取 入 申 告 書

甲府市市営住宅条例第17条第1項の規定により、私及び同居者等の前年中の収入について次のとおり申告します。

入居者、同居者 及び別居している 扶養親族の氏名	続柄	生年月日	個人番号	同居 別居	職業・ 勤務先	所得金額	※控除該当項目

※の欄は、記入しないでください。

第14号様式(第14条関係)

年 月 日

様

甲府市長



収 入 認 定 通 知 書

先に、申告のあった収入申告書に基づき調査の結果、次のとおり収入の額を認定したので、甲府市市営住宅条例第17条第2項の規定により通知します。

認 定 年 度	年 度
---------	-----

所 得 金 額 合 計	控 除 額 合 計	収 入 の 額
円	円	円

続 柄	氏 名	所 得 金 額
本 人		円
		円
		円
		円
		円

家 賃 月 額	適 用 開 始 年 月
円	年 月

第15号様式(第15条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

㊟

〔申立者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

更 正 申 立 書

年 月 日付け通知書で収入の額(収入超過者・高額所得者)の認定がされましたが、次のとおり認定に対し意見があるので、甲府市市営住宅条例施行規則第15条の規定により更正の申立てをします。

申 立 て の 内 容	
申 立 て の 理 由	

注 理由を証明する書類を添付すること。

第16号様式(第17条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

㊦

〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

市営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書

次のとおり市営住宅の家賃等の減免(徴収猶予)を受けたいので、甲府市市営住宅条例
施行規則第17条第1項の規定により申請します。

現在入居 している 市営住宅	住 宅 の 名 称		住 宅 (号 館 号 室)			
	家 賃	月 額	円	敷 金	円	
減免(徴収 猶予)希望 期間	年 月 日から					
	年 月 日まで			月間		
入居者及び 同居者の 状 況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	月 収	摘 要
	個人番号					
		本人			円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
申請の理由						

注 理由を証明する書類を添付すること。

第16号様式の2(その1)(第17条の2関係)

年 月 日

様

甲府市長



年度 甲府市市営住宅使用料(家賃)納入通知書

市営住宅使用料を次のとおり決定しました。同封の納付書により毎月納期限までに納めてください。

団地名	棟番号	部屋番号

納入通知書番号	
---------	--

月別	住宅使用料	納 期 限
4 月 分	円	年 月 日
5 月 分	円	年 月 日
6 月 分	円	年 月 日
7 月 分	円	年 月 日
8 月 分	円	年 月 日
9 月 分	円	年 月 日
10 月 分	円	年 月 日
11 月 分	円	年 月 日
12 月 分	円	年 月 日
1 月 分	円	年 月 日
2 月 分	円	年 月 日
3 月 分	円	年 月 日

第16号様式の2(その2) (第17条の2関係)

年 月 日

様

甲府市長



年度 甲府市市営住宅使用料(家賃)納入通知書 口座振替用

市営住宅使用料を次のとおり決定しました。使用料は毎月納期限(口座振替日)に指定の口座から振り替えます。

団地名	棟番号	部屋番号

納入通知書番号	
---------	--

月別	住宅使用料	納 期 限
4 月 分	円	年 月 日
5 月 分	円	年 月 日
6 月 分	円	年 月 日
7 月 分	円	年 月 日
8 月 分	円	年 月 日
9 月 分	円	年 月 日
10 月 分	円	年 月 日
11 月 分	円	年 月 日
12 月 分	円	年 月 日
1 月 分	円	年 月 日
2 月 分	円	年 月 日
3 月 分	円	年 月 日

金融機関名	
-------	--

第17号様式(第19条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

㊟

〔届出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

市営住宅不在届出書

次のとおり市営住宅を引き続き不在にするので、甲府市市営住宅条例第26条の規定により届け出ます。

住宅の名称	住宅(号館 号室)
不在期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
不在にする理由	
不在期間の連絡先	

第18号様式(第20条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

㊟

〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

市営住宅併用承認申請書

次のとおり市営住宅を他の用途に併用することの承認を得たいので、甲府市市営住宅
条例施行規則第20条第1項の規定により申請します。

住 宅 の 名 称	住宅(号館 号室)		
業 務 の 種 類			
業務に従事する者の氏名		続柄	
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日		
営 業 予 定 時 間	時から 時まで		

注 次の書類を添付すること。

- 1 承認を得ようとする業務に従事することが相当であることを証する書類
- 2 業務を行う場所の用途を記入した平面図

第19号様式(第21条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名



〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

市営住宅模様替(増築)承認申請書

次のとおり市営住宅の模様替(増築)の承認を得たいので、甲府市市営住宅条例施行規則第21条第1項の規定により申請します。

住 宅 の 名 称	住宅(号館 号室)
模 様 替 (増 築) の 理 由	
模 様 替 (増 築) 後 の 用 途	
工 事 の 概 要	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
なお、承認を得た場合は、次の事項を堅く守り、後日異議の申し立てはしません。 1 模様替、増築については、甲府市から取払いの命令があったときは、即時無条件で原状に復します。 2 甲府市市営住宅条例及び同施行規則並びにこれらに基づく指示命令を守り、近隣に迷惑をかけません。	

注 次の書類を添付すること。

- 1 設計図及び配置図
- 2 隣家の同意書

第20号様式(第22条関係)

年 月 日

様

甲府市長



収入超過者認定通知書

先に、申告のあった収入申告書等に基づき調査の結果、収入超過者として認定したので、甲府市市営住宅条例第30条第1項の規定により通知します。

認 定 年 度	年 度
---------	-----

所 得 金 額 合 計	控 除 額 合 計	収 入 の 額
円	円	円

続 柄	氏 名	所 得 金 額
本 人		円
		円
		円
		円
		円

家 賃 月 額	適 用 開 始 年 月
円	年 月

第21号様式(第23条関係)

年 月 日

様

甲府市長



高額所得者認定通知書

先に、申告のあった収入申告書等に基づき調査の結果、高額所得者として認定したので、甲府市市営住宅条例第30条第2項の規定により通知します。

認 定 年 度	年 度
---------	-----

所 得 金 額 合 計	控 除 額 合 計	収 入 の 額
円	円	円

続 柄	氏 名	所 得 金 額
本 人		円
		円
		円
		円
		円

家 賃 月 額	適 用 開 始 年 月
円	年 月

第22号様式(第24条関係)

市 営 住 宅 退 去 届

年 月 日

(あて先)甲府市長

住 所

氏 名

㊟

〔届出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

次の市営住宅を都合により 年 月 日に明渡しますので検査されるよう
甲府市市営住宅条例第42条第1項の規定により届け出ます。

住 宅 の 名 称	住宅(号館 号室)
-----------	------------

退 去 先	住 所		TEL	
連 絡 先	名 称 (勤務先等)		TEL	

※以下は記入しないでください。

家 賃 納 入	収納担当・退去検査員	年 月 日	㊟
---------	------------	-------	---

検 査 年 月 日	(退去年月日)	年 月 日	午前・午後	:
検 査 員 氏 名		㊟	立会人氏名	
建 物 及 附 属 施 設 の 修 繕 内 容	(畳表替え)	畳	(ふすま張替え)	面
	(その他)		(F)	A B C
鍵 の 保 管	(市役所)	個	(管理人)	個

家賃額	(当初) (現行)	円 円	敷金額	円
敷 金 還 付 (支出負担行為決裁日)			年 月 日	
家賃の日割額	円	納入通知書番号	— —	

第23号様式（第30条関係）

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

住所

氏名

㊞

電話番号

市営住宅駐車場使用申請書

次のとおり市営住宅駐車場を使用したいので、甲府市市営住宅条例第69条の規定により申請します。

住宅の名称		団地 (号館・棟 号室)
使用開始希望年月日		年 月 日
駐 車 す る 車 両	製造業者（メーカー）及び 車種名	
	自動車登録番号又は車両番号	
	所有者の氏名	
	使用する者の氏名	
自動車検査証に記載の使用する者と 駐車する車両を使用する者が異なる 場合はその関係（続柄）を記載		

注 自動車検査証の写しを添付すること。

第24号様式（第31条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



市営住宅駐車場使用許可通知書

市営住宅駐車場の使用を次のとおり許可しますので、甲府市市営住宅条例第71条第4項の規定により通知します。

使用者の氏名	
住宅の名称	団地（ 号館・棟 号室）
区画番号	
使用料	月額 円
保証金	円

なお、 月 日までに次の手続を完了してください。

- 1 市営住宅駐車場賃貸借契約書の提出
- 2 使用料の3か月分に相当する額の保証金（¥ 円）の納付

第25号様式（第32条関係）

市営住宅駐車場賃貸借契約書

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）第72条第1項の規定に基づき、賃貸人甲府市を甲とし、賃借人 _____ を乙として、次の条項により市営住宅駐車場の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の締結）

第1条 甲は、次の市営住宅駐車場（以下第9条第3項を除き「駐車場」という。）を次条以下の条件により、乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅の名称	団地（ _____ 号館・棟 _____ 号室）
区画番号	
使用を開始することができる日	契約の日から

（使用料）

第2条 使用料は、1か月 _____ 円とし、乙は、その月分を毎月末日までに甲の指定する方法により納付しなければならない。ただし、駐車場の使用を開始することができる日の属する月及び明渡しの日属する月における乙の使用期間が1月に満たないときの使用料は、日割りをもって計算する。

（使用料の変更）

第3条 乙は、甲において条例の規定に基づき使用料の変更の必要を認めるときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

（保証金）

第4条 乙は、この契約から生ずる債務の担保として、契約締結と同時に第2条の使用料の3月分に相当する金額の保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、乙が駐車場を明け渡したときは、無利息で前項の保証金を還付するものとする。ただし、使用料の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、保証金のうちからこれを控除するものとする。

(修繕)

第5条 甲は、乙が駐車場を使用するために必要な修繕を行う。

2 甲は、前項の規定により駐車場の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲が行うべき修繕の必要が生じたときは、乙は、甲の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 乙は、甲の承諾を得ることなく、軽微な修繕を自らの負担において行うことができる。

(保管義務)

第6条 乙は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由によって駐車場の施設をき損したときは、乙は、これを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(車種の制限)

第7条 駐車場に駐車できる自動車の種類は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（幅2メートル、長さ5メートルを超えるものを除く。）、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とし、自家用に限るものとする。

(禁止又は制限をされる行為)

第8条 乙は、駐車場の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 駐車場に工作物等を築造し、又は設置すること。

(2) ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

2 乙は、駐車場を引き続き15日以上使用しないときは、甲にその旨を届け出なければならない。

3 乙は、駐車場を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (4) 使用者の資格がなくなったとき。
 - (5) 甲が駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対して駐車場の明渡しを請求するものとする。この場合において、乙は、当該請求を受けたときは、速やかに駐車場を原状に復して明け渡さなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による明渡しの請求を受けたときは、当該請求を受けた日の翌日から市営住宅駐車場を明け渡した日までの期間、近傍同種の駐車場の使用料に相当する金額の2倍に相当する金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲に請求することができない。

(賃貸借の解約)

第10条 乙は、駐車場の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の15日前までに、その旨及びその期日を書面により甲に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、駐車場を原状に復して明け渡さなければならない。

(費用負担)

第11条 駐車場の明渡しに際し、乙が直ちに自動車その他の物を全て撤去しないときは、甲はこれを撤去することができることとし、その撤去に要する費用は、全て乙の負担とする。

(免責)

第12条 甲は、駐車場内において生じた自動車の盗難、故障及び破損並びに自動車内の物品の盗難及び紛失並びにこれらに類する一切の事故については、何

らの責任を負わない。

(本契約の有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、契約締結の日から当該日の属する年度の終了する日までとする。ただし、この契約期間の満了の日の1月前までに甲及び乙いずれから、その相手方に対して解約の申出をしないときは、本契約期間は引き続き1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲 賃貸人 甲府市

甲府市長

印

住所

乙 賃借人

氏名

印

第26号様式（第35条関係）

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

住所

氏名

印

電話番号

市営住宅駐車場使用料等減免（徴収猶予）申請書

次のとおり市営住宅駐車場の使用料等の減免（徴収猶予）を受けたいので、甲府市市営住宅条例施行規則第35条第1項の規定により申請します。

現在使用している 駐車場	住宅の名称		団地 (号館・棟 号室)				
	区画番号						
	使用料	月額	円	保証金	円		
減免（徴収猶予）希望期間	年	月	日から	年	月	日まで	月間
申請の理由							

注 理由を証明する書類を添付すること。

第27号様式（第37条関係）

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

住所

氏名

印

電話番号

市営住宅駐車場長期不使用届出書

次のとおり市営住宅駐車場を引き続き使用しないので、甲府市市営住宅条例第78条において読み替えて準用する同条例第26条の規定により届け出ます。

住宅の名称	団地（ 号館・棟 号室）
区画番号	
不使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用しない理由	
使用しない期間の連絡先	

第28号様式（第38条関係）

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

住所

氏名

印

電話番号

市営住宅駐車場明渡し届

次のとおり市営住宅駐車場を明け渡しますので、甲府市市営住宅条例第78条において準用する同条例第42条の規定により届け出ます。

住宅の名称	団地（ 号館・棟 号室）
区画番号	
明渡し年月日	年 月 日
保証金納付済額	円

第29号様式(第40条関係)

(表)

第	号
市営住宅立入検査員証	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日
	年 月 日
甲府市長	
印	

9cm

6cm

(裏)

甲府市市営住宅条例 抜すい

(立入検査)

第80条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した職員に市営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に居住の用に供している市営住宅等に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅等の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第1号様式（第3条関係）

（平20規則33・平29規則19・改）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（その1）（第5条関係）

（平18規則58・平20規則33・平22規則15・改）

第3号様式（その2）（第5条関係）

（平22規則15）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

（平14規則6・改）

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第8条関係）

（平14規則6・改）

第8号様式（第9条関係）

（平14規則6・改）

第9号様式（第9条関係）

（平14規則6・改）

第10号様式（第10条関係）

（平14規則6・平20規則33・平29規則19・改）

第11号様式（第11条関係）

（平14規則6・改）

第12号様式（第12条関係）

（平18規則58・平29規則19・改）

第13号様式（第13条関係）

（平20規則33・全改、平29規則19・改）

第14号様式（第14条関係）

第15号様式（第15条関係）

（平14規則6・改）

第16号様式（第17条関係）

(平14規則6・平29規則19・改)
第16号様式の2(その1) (第17条の2関係)
(平21規則1)
第16号様式の2(その2) (第17条の2関係)
(平21規則1)
第17号様式 (第19条関係)
(平14規則6・改)
第18号様式 (第20条関係)
(平14規則6・改)
第19号様式 (第21条関係)
(平14規則6・改)
第20号様式 (第22条関係)
第21号様式 (第23条関係)
第22号様式 (第24条関係)
(平14規則6・改)
第23号様式 (第30条関係)
(平27規則21)
第24号様式 (第31条関係)
(平27規則21)
第25号様式 (第32条関係)
(平27規則21)
第26号様式 (第35条関係)
(平27規則21)
第27号様式 (第37条関係)
(平27規則21)
第28号様式 (第38条関係)
(平27規則21)
第29号様式 (第40条関係)
(平17規則17・平27規則21・改)

